

第 5495 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月23日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 損金経理と償却費

**Q**：減価償却費は損金経理が要件になっているようですが、損金経理をしたものとみなされるものもあるようです。どのようなものですか？

**A**：次のものです。

### 【解説】

次の金額は、損金経理をしたものとみなされます。

- ①減価償却資産の取得価額に算入すべき付随費用の額のうち原価外処理をした金額
- ②減価償却資産について法又は措置法の規定による圧縮限度額を超えてその帳簿価額を減額した場合のその超える部分の金額
- ③減価償却資産について支出した金額で修繕費として経理した金額のうち損金の額に算入されなかった金額
- ④無償又は低い価額で取得した減価償却資産につきその取得価額として法人の経理した金額が取得価額に満たない場合のその満たない金額
- ⑤減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額（減損損失の金額も含む）のうち損金の額に算入されなかった金額
- ⑥少額な減価償却資産（おおむね60万円以下）又は耐用年数が3年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費等として損金経理をした場合のその損金経理をした金額
- ⑦ソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として損金経理をした場合のその損金経理をした金額

